



広報ぬまた お知らせ版



令和3年6月10日発行 第1091号(1/2)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <https://www.town.numata.hokkaido.jp> メール soumu@town.numata.lg.jp

第48回 町民体育祭の休止について

7月4日(日)に開催予定でありました第48回町民体育祭は、新型コロナウイルス感染予防のため、体育祭参加者の健康と安全を重視し、見送ることといたしました。

■お問合せ 教育委員会教育課 社会教育グループ ☎35-2132



全国瞬時警報システム(J-アラート)の訓練放送について

◆放送日時：令和3年6月17日(木) 午前10時00分頃

6月17日(木)午前10時頃に、防災無線を通じて情報伝達の訓練放送を行います。ご家庭の戸別受信機からテスト放送が流れますので、町民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

放送内容等

町内6か所に設置してある屋外スピーカー及び戸別受信機から、訓練放送が一齐に流れます。

【放送内容】

開始のチャイム

「こちらは、防災ぬまたです。只今から訓練放送を行います。」

緊急地震放送チャイム音

「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」※繰り返し3回

「こちらは、防災ぬまたです。これで訓練放送を終わります。」

終了のチャイム



※J-アラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急時に国から送られてくる緊急情報を人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

■お問合せ 総務財政課 総務グループ ☎35-2111

避難指示で必ず避難願います。(避難勧告は廃止されました。)

災害対策基本法が改正され、災害時に発令する避難情報が次のように変わりました。

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	災害発生又は切迫 緊急安全確保※1 さんきゅうあんぜんかくほ	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~		
4	災害のおそれ高い <b>避難指示※2</b> ひなんしじ	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	災害のおそれあり <b>高齢者等避難※3</b> こうらいしゃとうひなん	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

- ※1 災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。
- ※3 警戒レベル3は、高齢者以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
警戒レベル5 緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません!

避難勧告は廃止されました。  
これからは、  
警戒レベル4 避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3 高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。

■お問合せ 総務財政課 総務グループ ☎35-2111

## キップ・定期券は、

### JR石狩沼田駅でお買い求めください。

祝祭日を除く月～金の7:20～13:40で販売中です。

※不在となる時間帯もございますので、ご確認願います。

■お問合せ JR石狩沼田駅 ☎35-2210



## 生活福祉資金(緊急小口資金)特別貸付のご案内

北海道社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で生活資金にお困りの方へ『生活福祉資金(緊急小口資金)特別貸付』を行っています。この度、申請受付期間の6月末が**8月末に延長**されました。申込み手続きは沼田町社会福祉協議会で行ない、北海道社会福祉協議会による審査の決定後に貸付が行われます。

なお、この資金は貸付金で**償還(返済)が必要です**。給付金ではありません。

### ■貸付内容

- ・貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等で収入が減少し緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯
- ・貸付限度額 ①一世帯につき1回限り**10万円**以内  
②世帯に要介護者や個人事業主がいるなど、特例の場合は**20万円**以内
- ・据置期間 貸付の日から1年以内
- ・償還期間 据置期間後2年以内
- ・貸付利子 無利子
- ・その他 感染予防のため、希望される方は**事前に沼田町社会福祉協議会へ電話(35-1998)**でお問い合わせください。また、詳細については道社協ホームページをご覧ください。

### ■申込に必要なもの

- ①申込者(世帯主)の身分を証明できる**健康保険証**や**運転免許証**など
- ②世帯全員がわかる**住民票謄本**(マイナンバーの記載のないもの)
- ③申込者名義の**預金通帳**または**キャッシュカード**
- ④新型コロナウイルス感染症の影響により減収したことの**確認書類**(給与明細または**通帳**、あるいは**申立書**の作成)
- ⑤世帯員の介護認定状況が分かるもの(該当者がいる場合)

※この緊急小口資金【特別貸付】を受けてもなお困窮する場合は『総合支援資金【生活支援費】【特別貸付】制度』があります。

- お問合せ 北海道社会福祉協議会 ☎011-241-3976  
沼田町社会福祉協議会 ☎35-1998 沼田町南1条1丁目8番25号  
(暮らしの安心センター内)



北海道社会福祉協議会 HP

## 上下水道料金の領収書発行について

沼田町では、上下水道料金を口座引落としにてお支払いいただいている方々に、前年度1年間分の上下水道料金領収書を発行いたします。

発行を希望される方は、建設課までご連絡をお願いいたします。

- お問合せ 建設課 上下水道担当 ☎35-2116



## 熱中症予防のために

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態のことです。

屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

### 熱中症の症状

- めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い
- 頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う
- 重症になると、返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだが熱い

### 熱中症対策

- 暑さを避ける

#### 屋内

- ・扇風機やエアコンで温度を調節
- ・遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
- ・室温をこまめに確認

#### 屋外

- ・日傘や帽子の着用
- ・日陰の利用、こまめな休憩
- ・天気の良い日は、日中の外出をできるだけ控える

#### からだの蓄熱を避ける

- ・通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する
- ・保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす

- こまめに水分を補給する

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分、経口補水液などを補給する

- お問合せ 保健福祉課 健康グループ ☎35-2120





ピカソー

# 広報ぬまた お知らせ版



スノソちゃん

令和3年6月10日発行 第1091号(2/2)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <http://www.town.numata.hokkaido.jp> メール [soumu@town.numata.lg.jp](mailto:soumu@town.numata.lg.jp)

## 令和3年度狩猟免許試験の実施について

### 【狩猟免許試験予備講習】

- 日 時 令和3年7月25日(日) 午前9時00分～午後4時30分
- 会 場 岩見沢市民会館まなみ～る 多目的室①②③ (岩見沢市9条西4丁目1-1)
- 受講料 ・第1種銃猟、第2種銃猟 11,000円(テキスト代込み)  
 ・わな猟 8,250円 ・網猟 8,250円  
 ・第1種銃猟または第2種銃猟と同時にわな猟か網猟を受講 13,750円
- 受付期間 令和3年6月17日(木)～令和3年7月15日(木)

### 【狩猟免許試験】

- 日 時 令和3年8月1日(日) 午前9時00分～
- 会 場 空知総合振興局 (岩見沢市8条西5丁目)
- 定 員 25名
- 受付期間 令和3年6月16日(水)～令和3年7月16日(金)



◎沼田町有害鳥獣対策委員会では、試験受験に係る経費の助成を行っております。  
狩猟免許試験を受験希望の方は、下記までお問合せください。

- お問合せ 農業推進課 農業振興グループ ☎35-2114

## 行政相談所の電話相談の受付について

新型コロナウイルスの感染予防対策による緊急事態宣言の期間が延長されたことにより、6月の行政相談所の開設を中止いたします。なお、電話相談を以下の時間帯で受付しておりますので、ぜひご利用ください。

- 日 時 6月15日(火) 午後1時00分～午後4時00分
- お問合せ 総務省行政相談委員(沼田町地区) 野々宮 宏 ☎35-1167

## 固定資産税に係る家屋(住宅・納屋・車庫等)の届出について

次のような場合は、忘れずに住民生活課税務グループまで届け出をしてください。  
届出の対象は、住宅のほか車庫や物置、格納庫、納屋など建物全般です。

- ①建物を新築中または増築中の場合 → ご連絡ください。建物の評価に伺います。
- ②建物を取り壊したとき → 家屋滅失の届出が必要です。
- ③建物の所有者が変わったとき → 所有者変更の届出が必要です。

※②と③については、登記をされた方は不要です。

■届出・お問合せ 住民生活課 税務グループ ☎35-2115



## 日曜・祝日当番医のお知らせ

### ◆6月13日(日)

内科・外科系…深川市立病院〔担当医：深川内科クリニック 院長 山崎充〕

☎22-1101

歯科系…ひらやま歯科(新十津川町)

☎0125-72-2323

### ◆6月20日(日)

内科・外科系…深川第一病院

☎23-3511

歯科系…北竜町立歯科診療所(北竜町)

☎34-2656

### ◆6月27日(日)

内科・外科系…深川市立病院〔担当医：みきた整形クリニック 院長 三木田 光〕

☎22-1101

歯科系…コスモデンタルクリニック(滝川市)

☎0125-23-3630

## 6月10日から6月21日までの行事予定

行事名	時間	場所
6月10日(木) 新型コロナウイルスワクチン説明会 (16才~64才対象)	18:30~	高穂コミュニティセンター
11日(金) 新型コロナウイルスワクチン説明会 (16才~64才対象)	18:30~	北竜地区 活性化センター
17日(木) 第2回定例会	10:00~	役場3階議場

※新型コロナウイルスの影響で中止、延期される場合がございます。